

## 令和元年度 第2回 松江市総合教育会議 会議録

日 時：令和2年2月6日（木）14：00～15：48

場 所：松江市役所 第2 常任委員会室

出席者：松江市長 松浦正敬  
松江市教育長 清水伸夫  
松江市教育委員 伊藤由紀夫、多々納道子、藤原文、金津式彦  
市長部局 総務部法務専門官 湯原裕子  
政策部次長 高木博  
教育委員会事務局 副教育長 早弓康雄、副教育長 大谷淳司、教育委員会次長 杉谷薫、  
学校教育課長 三賀森卓司、生徒指導推進室長 竹下順司、学校  
教育課指導研修係長 川上淳一、教育総務課長補佐 玉木一男、  
教育総務課主任 井川葉月

### ○（事務局）大谷 副教育長

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより令和元年度第2回松江市総合教育会議を開催いたします。

開会にあたりまして、松浦市長より御挨拶を申し上げます。

### ○松浦市長

本日は、大変お忙しい中、また、急に雪が降ったりしまして足元の悪い中、この総合教育会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年10月の第1回会議におきましては、学校図書館を活用した情報教育、それから習熟度別の少人数授業、こういった様子を皆様方と一緒に見させていただきまして、意見交換をしたところです。

習熟度別については、授業のやり方を色々工夫する余地があるのではないかという御意見もございましたが、学校図書館では、本当に子供たちがいきいきと学校図書館

を活用しているという様子が非常に見て取れまして、大変印象的だったと思っております。

そのような現在の少人数学級編制の中での色々な工夫が行われている。あるいは、学校図書館司書の配置ということ为前提として、色々なやり方が行われているということでございますけれども、今回、県が突然に少人数学級の編制、あるいは司書配置の考え方、こういったものにつきまして見直しを発表されたということで、非常に我々も衝撃を受けたところです。

現在の少人数学級というものについて、色々支障があるということで見直しをするのであれば分かりますが、それが市町村への補助金の財源を捻出するためにやるという考え方でございます。しかも、今、市町村は自分たちの自前のお金で既にその事業をやっているということですので、どちらを優先させてやるべきかということを考えてときには、これは大変遺憾な考え方だというように思っているところでございます。

今、この問題については、県と考え方を巡りまして色々意見交換をしておりますけれども、なかなか折り合いがつかないということで、我々も心配をいたしているところです。

いずれにしても、今回のような問題が生じたそもそもの理由というのは、こうした市町村や教職員、児童生徒へ与える影響が非常に大きいと懸念されるものについては、やはり関係者と事前に十分話し合いをして、その制度設計を考えていく、あるいは制度の変更を考えていくということをやっていただきたいと思っているところでございまして、この点も今、県に対しては十分お願いをいたしているところです。

そのような状況を踏まえつつ、本日は「実効性のある教育を目指して」というテーマに基づきまして、児童生徒の規範意識の醸成を図る法教育の実施、それから、より質の高い授業を実現する小学校高学年の教科担任制などの提案を通じまして、効果的な授業、あるいは取組とは何か、皆様方と一緒に考えてさせていただきたいと思っております。

ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○（事務局）大谷 副教育長

ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、次第の裏面にあります出席者名簿を御参照いただきたいと思います。

申し遅れましたが、本日の司会を担当いたします教育委員会副教育長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速意見交換に移らせていただきます。本日のテーマは、先ほど市長がありましたように、「実効性のある教育を目指して」でございます。教育現場における様々な課題に対しまして、効果のある取組を着実に進めてまいりたいと考えているところでございますけれども、本日のテーマについて、出席者の皆様の忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。

それでは、1つ目の議題に入らせていただきます。「『人権教育』『法教育』の充実」につきまして、事務局から説明を行います。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

失礼いたします。生徒指導推進室の竹下でございます。

それでは、「『人権教育』『法教育』の充実」について御説明をいたします。資料1を御覧ください。

市内各学校における法教育の実施についてですが、最初の丸印の「法教育について」のところに記載しておりますように、一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育ということで、法務省のホームページに掲載されております。

学校教育の中では、平素の教科指導をはじめとして、子供たちに指導しておりますが、次の丸印にございますように、法律の専門家である弁護士の方々のお力を借りて、出前授業を実施したいと考えております。

全国や島根県同様、松江市においても、いじめの認知件数が年々増加している中、この法教育の出前授業を通じて規範意識を醸成したり、人権教育を推進したりすることは、いじめの予防になるだけでなく、相互理解や温かな集団づくりに大きく寄与するものと思われま。

実施の方法の①として、市内各学校に出前授業の周知を図ります。そして日程調整を行い、希望する学校に対して弁護士を派遣いたします。経費のほうは必要ございません。島根県弁護士会所属の弁護士の方々、そして松江市法務専門官による授業を行

います。島根県弁護士会につきましても無償で対応してくださるとのことで、これについては後ほど説明いたします。

1 ページ目の下に枠で囲んでおります「参考」というところを御覧ください。これは平成 27 年度から、文科省がいじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究を実施しておりますが、その中の「事業内容 1」にあたる「法的側面からのいじめの予防教育」というものが今回の提案と同様の内容になろうかと思えます。文科省は令和 2 年度から、全国の各都道府県、政令指定都市に約 300 人のスクールロイヤーを配置し、教育委員会からの相談を受けるとしております。

この件につきまして、島根県の来年度の予定を確認したところ、「島根県弁護士会と相談はしている」ということではございますが、島根県にはいじめ等相談アドバイザー制度というものがございまして、5 名の弁護士を配置しており、現在のところ文科省によるスクールロイヤーの配置予定はないということではございました。

松江市においては、法務専門官がおられますので、色々スピード感をもって学校へのアドバイス等が可能な状況になっております。

2 ページを御覧いただきますと、先ほど申し上げました県弁護士会のホームページに掲載された出前授業の説明でございます。

それから、3 ページにもございますが、いじめ予防授業だけではなくて、弁護士会では様々なニーズに対応されているということが載っております。

次の 4 ページをお願いいたします。これは昨年度、松江市内の小・中・義務教育学校の校長先生方に対して行ったアンケート結果でございます。今回の法教育とスクールロイヤー制度に直接の関係はないわけですが、「スクールロイヤー制度のことで知っている」と回答された方は、当時 4 割弱といったところですが、弁護士の学校への派遣ですとか、教職員を対象とした講話などに関していうと、校長先生方は非常に前向きに捉えておられるということが分かります。児童生徒に対して法教育の出前授業を行うということで、教職員にとりましても意義のある研修になるというように考えております。

説明は以上でございます。

○（事務局）大谷 副教育長

続きまして、本日は松江市総務部の湯原裕子法務専門官に出席いただいております。

弁護士資格をお持ちですので、専門的立場から本事業に対する御意見をいただければと思います。

湯原法務専門官、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○湯原 法務専門官

失礼いたします。法務専門官をさせていただいております湯原と申します。よろしく願いいたします。

私からは、弁護士会の取組について少し御説明させていただきたいと思います。通常、弁護士といえますのは主に裁判などの事件処理を生業にしている者ですが、弁護士法に定められた弁護士の使命は、人権擁護と社会正義の実現でありまして、今回の法教育の分野も弁護士の社会的な役割の1つということで、近年、弁護士会が力を入れている分野でございます。

きちんと人権尊重という理念が伝わるように、弁護士の立場からお伝えすることが、重要だと思っております。

そして、弁護士会には委員会活動というものがありまして、日弁連の中にも、島根県弁護士会といった単位会の中に、例えば子供の権利を守る委員会、法教育委員会といったものを立ち上げ、その分野に興味関心を持つ弁護士が集って活動しております。子供の権利に関する委員会であれば、子供の権利を守るために弁護士に何ができるかを検討し、場合によっては児童相談所と協力し、何らかの措置に携わっていくこともあります。法教育委員会であれば、法教育プログラムを作る、出前授業をしていくということが主な活動となりまして、研鑽を行っております。

今回の配布資料の島根県弁護士会の取組には、「いじめ予防授業」というプログラムは入っていませんが、他の弁護士会では、いじめ予防授業というものを1つのプログラムとして立ち上げているところもあります。

最も重要なところは、「弁護士がいじめ予防授業をするのと、他の方がするのとでは何が違うのか」というところになると思いますが、弁護士というのは、先ほど申し上げましたように、人権擁護を使命としておりますので、まず人権という視点からお伝えするということになりまして、もう1つは、法律の実務家として、日々民事裁判・刑事裁判に関わりますので、例えば「叩いたらダメだよ」、「悪口はダメだよ」というようなメッセージも、法律家の手にかかれば「叩くと暴行罪ですよ」、「相手がケガを

すれば傷害罪になりますよ」ということになり、悪口を言っただけではダメだよ」というメッセージも、法律家の手にかかれば、「名誉毀損になる場合がありますよ」というように、1つ違ったところのアプローチができるということかと思えます。

ですから、1つは「実際に暴行罪になった、傷害罪になった。そうすると警察に捕まって、こういう刑事罰が下されることがあるよ」という、自分の行為が社会でどのように評価される結果になるかというところを、実効的に伝えることによって、子どもさんに今までの視点を少し変えていただくということにつながるかと思えますし、実際の悲しい裁判例などを紹介することで、もっと身近に感じていただくことができるのかなと思っております。そのほかにも、例えば実際に契約書を作成してみるなど、身近な例にも取り組んでいるそうです。

このように、法律家による法教育には非常に意義があると思えますし、講師に対する謝礼等は弁護士会で費用を負担して、無料で実施するというサポート体制をとっておりますので、ぜひ御活用いただきたいと思っております。

○（事務局）大谷 副教育長

ありがとうございました。

それでは、早速ではございますけれども、意見交換に入らせていただきます。どなたからでも結構ですので、御質問、あるいは御意見などがございましたらお願いいたします。マイクを使って御発言をお願いいたします。

○松浦市長

文科省がやっているスクールロイヤー制度と、今、お話があったような法教育、出前授業などは、どう関係しているのですか。同じことを言っているのですか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

スクールロイヤー制度とは、資料1ページの事業内容1から3のような内容について、本年度まで調査研究をやっておられるところです。学校現場において課題があるときに弁護士の方々が派遣され、様々な学校からの質問に対応されたり、研修会を実施したりと、より学校と密接に、距離を近くして対応するという形で、文科省がスクールロイヤー制度をこれから進めていくために取り組んでおられるものでございます。

今回御提案した内容については、スクールロイヤー制度とは若干異なるかと思いま

すが、スクールロイヤーが行う法教育の授業というものもありますので、その部分を今回松江市でも取り入れて、法教育として取り組んでいきたいと考えております。

○松浦市長

何かよく分かりませんよね。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

事業内容1についてのみ法教育の授業ということで、実際に取り組んでみるというところになります。

○松浦市長

同じだということですか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

基本的には事業内容1と同じということになります。

○松浦市長

我々がやろうとしているのは無料でやるということなのですが、文科省が今やろうとしているスクールロイヤーというのは、何か報酬というか、対価みたいなものを払うということになるのですか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

スクールロイヤー制度については、文科省が約4億円という予算をとって、各都道府県に配置していくという取組のようです。

文科省から置くということなので、都道府県に何か必要な経費がかかるということではないと思います。

○松浦市長

要するに、各都道府県が職員として弁護士を雇うということですか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

例えば、もし島根県に配置されるとすると、島根県の教育事務所へスクールカウンセラーを配置して、学校からの色々な質問や相談事に対して、教育事務所を通じて弁護士から回答をいただいたり、直接学校へ指導していただいたりというようなことになろうかと思います。

○清水教育長

スクールロイヤーというのは、雇用形態は常勤に近い感じなのですか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

1年間入られて、相談があったときに対応するという形になろうかと思います。

○清水教育長

県下の学校が対象ですよ。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

令和2年度については、300人を各都道府県に配置するという予定のようです。

○清水教育長

全国にですか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

全国で300人です。

○清水教育長

具体的ないじめの事案などにも当然対応されるわけですよ。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

学校から様々な相談が入ると思いますので、いじめ対応のことや重大事態など、当然そういった対応については相談に乗っていただければと思います。



○清水教育長

松江市は今、法務専門官にある程度関わっていただいているという認識ですよね。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

松江市の場合は法務専門官がおられますので、スピード感を持って対応していただいています。島根県の場合は、「いじめ等アドバイザー制度」で5名の方がおられ、対応されるということです。

○清水教育長

基本的に私は賛成です。このような法律に系統立てて子供たちが触れ、あるいは先生方にも触れていただきたいと思いますが、最近、私が特に感じているのは、子供たちの規範意識が薄れつつあるということです。よく言われるのは、先生に対する暴力も急に増えているのではないかとありますが、そういう事例も増えていますか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

はい。現場は非常に困っておられると思います。平素の教育活動や、道徳の授業など色々な場面で規範意識を高めるよう指導をしていますが、学校にとっては、少し角度を変えて外部の方、法律の専門家が違う角度から話をしてくださると、子供たちにとってもよりそのことが実感でき、振り返る機会になるのではないかと考えております。

○清水教育長

それから、先生方にもこういった機会を捉えて弁護士に話をしてもらうことを理解していただくと、子供たちに対する対応もまた違ってくるのではないかと思います。そういう意味では私は賛成で、これを進めていただきたいと思います。

○松浦市長

このやり方が単に言っぱなし、聞きっぱなしだけでは、なかなか効果がないと思うのです。今、一番問題になるのは、どちらかというと先生方が、こういういじめの

問題があった場合に、何となく受け身のような形になってしまい、「自分に責任がある」という立場での対応になってしまうために上手くいかないところがあるのではないかと思います。

したがって、そういったいじめがあった場合、それを法的に見たときに、どのように客観的に考えることができるかということ先生方に理解してもらおう。もちろん子供も理解しなければいけないわけですが、そのところが「そうは言っても」という感じで、確かに弁護士のおっしゃることはそうなのだけれども、実際問題に直面した場合に、それがきちんと活用できるかどうかというところが一番ポイントだと思うのです。

ですから、その辺りの対応方法をどのように考えるか。1人で対応させるのではなく、先生方、場合によっては弁護士の皆様方も一緒になって具体的に対応していくところまで、例えば対応要領の策定のようなことをやはり考えておく必要があるのではないかと思います。どうなのですかね。

#### ○湯原 法務専門官

法務専門官の湯原です。

今、どちらかというと事業内容の1よりは2のほうだと思うのですが、私もこの間、教育委員会から相談を受けて対応させていただいた際の感想を率直に言わせていただくと、「先生方、つまり教育に携わる方のアプローチというのは、とても優しいな」というように思いました。例えばですが、モンスターペアレント対応などの問題事案があっても、先生方が結構抱え込んで、「自分がこれをきちんと対応することこそが、まさに教育者の使命だ」といったような、そういう信念を持って対応されていて、非常に背負われているものが大きいなというように思いました。

私どもから見ると、対応が非常に困難な相手については、弁護士に任せてもらい、弁護士から受任通知を出して、「弁護士が窓口になり対応します」という形にできれば良いのと思う時があります。そこまで抱え込んでしまわれるのは、やはり教育者のアプローチと法律家のアプローチというのは非常に違うなということ、この間実感しています。

教育者のアプローチで非常に上手くいっているとは思いますが、場合によってはこういう法律家のアプローチというのも参考に申し上げて、必要な場合があればタイ

アップをすればいいと思います。「法律家の言うことを聞いてください」ではなくて、「こういう対処の仕方もありますよ」というように提案させていただく、場合によっては受任通知を出して窓口を弁護士にするなどして、荷物を少し法律家に預けていただくというような、そういう協力体制を築くことができればと思います。そのような協力体制が今まではありませんでしたので、先生方も法律家に対するアクセスが制限されていたと思いますし、むしろ「何故弁護士なんかを入れるのか」というところがあったかもしれません。

その辺りのアクセスがスムーズにいくようであれば、教育現場の先生方の負担も軽くなるかもしれませんし、教育委員会のケースに関しては、法務専門官という立場からサポートさせていただいておりますけれども、もっと気軽に御利用いただければ良いのかなと思っております。

#### ○清水教育長

竹下室長、先生方の受け止めはどうですか。法務専門官はかなり現場へ入っているのだから、先生方の受け止めに少し教えてください。

#### ○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

校長先生方のアンケートにもありますように、今、保護者の方々を含め、外部の方から学校に対する色々な要望等がございます。その中で、学校もなかなか法律的なことが分からなくて疲弊しているというような状況もございます。

したがって、今回、弁護士と学校が、より近い距離で色々とお話ができるということで、学校も法的な後押しをいただいて、毅然とした対応ができるのではないかと考えております。

それから、もう1つ。「いじめ防止対策推進法について、教職員の法の理解を推進しなければならない」ということを文部科学省も言っておりますので、これを契機にそういった研修も教員間でできるのではないかと考えております。

#### ○松浦市長

去年、親からの虐待により子供が亡くなったという悲惨な事件があったのですけれども、あのとき、警察からは「もっと警察を活用してほしい」という話があったと思

いますが、やはりそれを敬遠する雰囲気があったのです。

市長会などでもそういう議論をしたのですが、やはり警察沙汰にされると喧嘩腰になってしまって、お互いに何となく相手と距離を置くような感じが見受けられたのですけれども、教育現場などにおいてもそういうことがあるのでしょうか。

○（事務局）竹下 生徒指導推進室長

いわゆる虐待通告ということになると、学校は各家庭と今後も関係性を築いていかなければなりませんので、非常にためらうということがあります。

ただ、校長会等を通じまして、虐待の疑いであっても、松江市でいえば家庭相談課、児童相談所、緊急であれば警察というように、「必ず虐待通告をしてください」、「通告義務があります」ということで周知を図っているところです。

ただ、子供たちはまた学校に戻ってきますので、最終的にフォローするのは学校になっていく。家庭とも関係を保ちながら進めていくため、通告をためらうのも十分理解できるわけですが、「通告義務があります」ということで徹底を図っているところです。

○伊藤委員

教育委員の伊藤と申します。

私も教員籍でございまして、こういう制度は本当に学校としてはありがたいと思います。人権教育や虐待の話もでしたが、子供たち同士で人権を傷つけることもありますよね。今ごろはどうか知らないけれども、昔、学校裏サイトというものがあって、そこに色々な書き込みをして、特定の子供の中傷をしたりすることが松江市内の学校でも出回っていたことがありましたよね。

今は SNS で「グループの中で除け者にしよう」とか、「あの人はこうだ」とか、こういうことは許されないということをお子供たちにもう少し徹底したいのだけれども、学校の教員の力だけでは今一つ徹底しないということがあると思います。法務専門官や弁護士の出前授業で、「人を傷つくと、こういう法に触れるのですよ」など、先生方にも理解してもらって、もっと自信を持って、毅然として「これはダメなんだ」ということを理解していく上でも大変貴重なことだと思います。

ここに数値の件数も載せていただいておりますけれども、ぜひこういうことを活用

させていただいて、先生方や子供たちにしっかりと法について理解していただく、そういう場になると良いなと思っています。

#### ○多々納委員

教育委員の多々納でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど市長からも御質問がありましたように、文部科学省は令和2年からスクールロイヤーを全国に配置するという計画ですが、松江市では既に法務専門官を先取りに配置させていただいて、資料の5ページによれば、もう相当数、教育現場での色々な相談事に対応していただいているということですね。

この相談実績については、言わば結果といいますか、問題が生じた後の対応であるという印象を持つのですが、今日御提案いただいているのは、人権教育とか、あるいは道徳教育という点において、非常に重要なことであると思います。

子供たち自身に法的な教育を行うということで、なかなか教員がやるだけでは十分な効果が上がりにくい、あるいは教員自身も非常に難しさを感じているというところがありますので、いわゆる法律の専門家でいらっしゃる弁護士の皆さんにお手伝いいただくことによって、子供自身の見方・考え方も大きく変わってくるのではないかと思います。

そうしますと、後追的な対応ではなくて、やはり子供自身がそういう人権意識や法律の知識を持って、問題を起こさない、自分できちんと対応ができる、そのような力を育成することが大切だと思いますので、ぜひ法務専門官の力をお借りして、こういう教育を進めていただきたいと思います。

島根県弁護士会の資料を拝見しますと、色々な分野で協力をいただくことができるということで、恐らく保護者や教員も、法律の専門家というと「少し固いな」という印象を持つのですが、やはり弁護士の方々というのは私たちの味方というか、裁判でいえば被害を受けた人の味方というソフトな面がありますので、こういう資料等を御覧いただくと、それほど抵抗なく「授業をお願いしたいな」という気持ちになるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

#### ○湯原 法務専門官

今、委員がおっしゃったように、法教育委員会に入っている弁護士は本当に教える

ことが好き、人権に関してのメッセージを伝えることが好きという者ですので、この出前事業に対して並々ならぬ情熱を持っております。

あと、内容につきましては、弁護士会でもある程度のプログラムは用意しています。「大体このような授業を」というものは用意しているのですが、それを機械的に発しても、個々の学校によって事情が違いますので、それは教育委員会や場合によっては対象となる学校の先生方と事前に協議をして、最良のものを提供できるようにと思っています。場合によってはアンケートをとって、「分かりにくかった」、「いまいちだった」というものがあれば改良という形で対応して、より良いものを作り上げていきたいと思っています。

#### ○松浦市長

児童生徒への法教育ということはもちろん必要だと思うし、それから先生方へ法的な理解を深めてもらうことも重要なのですけれども、具体的な事例が出たときに、いつでも法務専門官をはじめ、弁護士の皆さん方と相談できるような体制を作っておくことが一番大事だと思うのです。

やはり何かあったときに誰かが支えてくれるという思いがあれば、非常に心強いと思うのです。その辺りをどういう形で考えていくか。やはりそれを考えていく必要があるのではないかと思います。

#### ○（事務局）大谷 副教育長

ありがとうございました。

国による「いじめ防止対策推進法」におきましても、学校にいわゆる「いじめの未然防止」というものが定義付けられておりまして、今回の法教育というのは、それにあたると考えております。

今、市長からもございましたように、松江市が作成している「いじめ防止基本方針」、それから、それに基づき各小中学校全てで作成している「いじめ防止基本方針」、この中において、いじめの対応については、学校における体制を構築し、マニュアルを作成しています。

ただ、実際のところで「なかなか上手くいかない」、「相談する相手がいない」という状況があるときに、弁護士の方々が日常的に教職員を支えてくださるという環境が

できますと、やはり学校は安心して取り組むことができると思います。

積極的な御発言をたくさんいただき、私たち教育委員会としても大変嬉しいところです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

湯原法務専門官におかれましては、所用のため退席されますので、御了承いただきたいと思ひます。

それでは、続きまして2つ目のテーマでございます。小学校高学年における教科担任制につきまして、事務局から説明を行います。

○（事務局）川上 学校教育課指導研修係長

学校教育課指導研修係長の川上です。私のほうから小学校高学年における教科担任制について説明をさせていただきます。

7ページの資料2を御覧ください。まず、今、なぜ教科担任制が必要なのかという点について触れさせていただきます。

いよいよ2ヵ月後には、新学習指導要領が小学校で全面実施となります。特に今回の改訂では、これからの予測不可能な社会で生活する子供たちが、自ら課題を見つけ、解決に向けて情報を活用し、まとめたものを発信していく、生きる力を身につけることが求められています。そのために、先生方には主体的・対話的で深い学びを実現するための授業への対応が求められています。

しかし、学校現場では、放課後も児童への生徒指導や学習進度の遅れた児童への学習指導など、先生方は日々の対応に追われております。また、学級担任の指導に対して不適応を起こした児童への対応が、保護者との関係づくりも含めて困難となっている事例も多くなってきています。

多くの小学校では、学級担任が自学級の全授業を行う学級担任制を行っておりますけれども、このような状況の中で、「来年度からの授業に向けた教材研究の時間の確保が難しい」というような声も聞いております。

そこで、中学校・高校で行われております教科担任制を小学校の高学年で導入することで、こういった状況への改善が図られるのではないかと考え、今回提案をするものです。

2の「小学校における教科担任制の仕組み」について説明をします。教科担任制は、

1 人の先生が専門教科を受け持ち、複数の学級で授業を行うものです。中一ギャップの解消を目的に、小学校高学年で実施している学校が多くあります。過去に文部科学省がベネッセに委託して実施した調査では、半数以上の教員が「賛成」、「まあ賛成」というように回答しております。特に「賛成」の校長先生ですけれども、7 割近い結果になっております。

小学校高学年における教科担任制は、既に大分県や福島県などの小学校で試行的に取り組みられています。兵庫県では、兵庫型教科担任制として 2009 年より実践され、その成果がまとめられています。

同じページの (2) を御覧ください。兵庫県では、教科担任制を小学校 5、6 年生で実施。教科担任制と少人数教育を組み合わせる。1 人の教員が国語、算数、理科、社会のうち、得意とする 2 教科以上を受け持つ。他のクラスの教員と入れ替わって授業を行う交換授業形式で行う。算数につきましては、2 人体制で少人数授業を行う。こういった形で進められております。

児童の反応はといいますと、「教えてもらう先生が変わって、授業が楽しくなった」、「担任以外の先生と気軽に話せるようになった」など、教科担任制を好意的に受け止め、それが学習意欲の向上はもちろん、中学校での教科担任制への円滑な接続が図られています。

先生方にとっても、「1 つのクラスに複数の教員が関わることで、児童のことで気になる点や頑張っている点など、積極的に情報交換することで、教員間のコミュニケーションが盛んになった」、「教材研究の時間が確保されることで、授業改善につながった」、「担任 1 人がクラスのことを抱え込むのではなく、学年全体で問題に取り組んでいこうという体制が構築されるようになった」という声もあがっております。

当然、課題のほうもあります。「どうしても研究授業や出張等、時間割の調整や学級担任制の本来の良さである児童と担任との関係づくり、ここの部分が弱くなってしまうのではないか。こういった点で工夫が必要である」というように言われております。

8 ページの中ほどのところですが、今度は学級担任制と教科担任制のメリットとデメリットを表にまとめてみました。

学級担任制のメリットとしましては、1 日の生活や全ての授業に担任が関わることで、児童の表情や行動の変化にいち早く気付いて支援を行うことで、担任と児童との間に強い絆が生まれ、児童にとって安心して学校生活を送ることができるという点が



あります。

その反面、デメリットとして、担任が全ての教科を受け持つことにより、教材研究や授業準備、片付け、そして子供たちへの評価、こういった負担は大変大きいものです。特に高学年になるほど学習内容も難しくなります。多様な学習活動が盛り込まれるようになり、それが大きな負担となっています。

これが教科担任制になりますと、メリットとして、指導教科が少なくなることで、担当する教科指導に専念でき、教材研究が深まることで指導が充実し、授業の質が高まることにつながっていきます。

また、1つのクラスに複数の教員が関わることで、学級担任制で起こりがちな、どうしても担任がクラスの課題を全て1人で抱え込んでしまい、最終的に重大事案に発展するといった問題も減少し、学年の教員全体で子供たちを見守っていこうとする教員の意識改革にもつながっていきます。

デメリットもあります。先ほどお話しましたように、出張等で担任が不在となると、その都度、複数の教員を巻き込んだ時間割調整が必要になります。時間割を担当する教員の負担はかなり大きくなります。

また、受け持ち教科によっては、週に1、2回しかない教科もありますので、子供たちの実態を把握するのにどうしても時間がかかるといった課題も出てきます。

9 ページを御覧いただきますと、教科担任制の具体例として、実際にシミュレーションしたものを載せてみました。

(1)、これが小規模の小学校で、6年2クラスで専科教員ありというパターンで交換授業を行った場合になります。6年では1週間に29コマの授業があります。各教科で標準時数というものが決められています。例えば国語は週に5時間、社会は週3時間の授業を行うことになっています。

この例でいいますと、担任のA先生。本来は国語から道徳までの10教科と総合・学活といった領域の部門を1人で受け持つのですが、これが教科担任制になりますと、受け持つ教科は1組、2組の国語・社会。それから担任するクラスの図工・体育・外国語・道徳の6教科になります。

専科教員が入らなければ、1週間の授業時数は、2つのクラスでそれぞれが29時間というのは変わらないのですが、受け持ち教科数が減ることで、教材研究も教科を絞って取り組むことが可能になります。これに専科教員が加われば、さらに授業

のない空き時間が確保でき、その時間を教材研究の時間に充てることで教材への理解が深まり、より質の高い授業につながっていくことになります。

(2) は中規模の小学校 6 年 3 クラス。これを専科教員 2 名の配置ありで交換授業を行った例になります。

この例では、担任の A 先生。3 クラス全ての国語と家庭科を受け持ち、担任するクラスの体育・道徳の合計 4 教科、これを受け持つことになります。教科によっては、週あたりの時間数が違うために、A 先生、B 先生、C 先生、それぞれ担任によっては 1 週間あたりの全ての授業時数が違ってくるのですけれども、それでも受け持ち教科数はさらに減ることになります。

10 ページ、(3) ですけれども、今度は大規模の小学校 6 年 4 クラスで交換授業を行った例になります。

1 学年 4 クラスの場合ですと、例えば担任の A 先生は、国語を 6 年の 4 クラス全て受け持ちまして、あとは担任するクラスの道徳・総合・学活を受け持つこととなります。

受け持つ教科としましては、国語と道徳の 2 教科になります。これにより、空き時間に授業準備の時間確保ができます。また、国語の授業を 4 クラスで行うこととなりますので、最初のクラスで子供たちの反応を確認しながら、「このところは上手くいった」、「このところはもう少し改善が必要だ」、そういった点を、次にまた実施するクラスでは改善しながら授業を行うことが可能になります。

下の段のところに (4)、そして次の 11 ページには (5) をつけておりますけれども、こちらは小規模・中規模の小学校で、5 年生と 6 年生にまたがって教科担任制を行ったシミュレーションになります。

複数の学年で教科担任制を行うことで、学年 1 クラスの小規模校でも、学年 2 クラスの中規模校であっても、教科担任制が可能になります。この場合、教科担任はどうしても 2 学年分の教材研究を行うこととなりますけれども、その分、受け持ち教科数が減るということはもちろんですが、学年をまたがり、同じ教科の系統性を考えて教材研究に取り組めるということは、より質の高い授業につながるというメリットにもなります。

今回は一例として、いくつかのシミュレーションを挙げておりますけれども、学校によっては、該当学年の先生方の得意教科や専門教科によって、様々な組み合わせが

考えられます。

松江市としましては、教科担任制を導入することで、先生方の専門性を生かし、授業改善が図られることで、子供たちの学力の向上につながっていくものと考えています。

また、教科担任制により、受け持ち教科数が減ることで、先生方が教科を絞って教材研究にじっくりと取り組むことができます。時間を有効に活用し、これが働き方改革もつながっていくものだと考えております。

その上で、この教科担任制をスムーズに進めるためには、11 ページの中ほどにもありますように、高学年にどの先生を配置するかで、担当する教科の組み合わせも変わってきます。年度当初に学校の実態に応じた教科設定が必要であり、年度当初の時間割の設定に時間がかかるという、学校規模・課題に応じた教科選択といった課題が挙げられます。

また、2 つ目として、学級担任制のメリットとして挙げております担任の児童理解といった点で、担任が自分のクラスで受け持つ授業が減った分、自分のクラスに授業に来る先生方と、子供たちの様子について校内で共通理解を行う、その指導体制の確立を行うというところも必要になってきます。

最後に、今まで当たり前に行ってきました小学校における学級担任制。これを教科担任制に変えていくということで、家庭や地域への理解を図る必要があるという点があります。

こういった課題はありますが、日々の対応に追われながらも子供たちに向き合っている高学年の先生方、この教科担任制を導入することで専門性を生かし、質の高い授業を行うことで、子供たちの学力の向上はもちろんですが、先生方自身にも時間的なゆとりができることで、子供たちに今以上に目を向けて指導や支援、対応ができるものと考えております。

終わりに、教科担任制の当面の進め方ですが、先日、校長会がありまして、この教科担任制の概要説明を行っております。3 月の人事異動の内示を受けまして、校内体制が定まったところで教科担任制の実施が可能になる小学校、こちらをモデル校として1年間実践を行っていただき、その実践結果について報告を受けたところで検証を行い、今後の方向性を検討したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○（事務局）大谷 副教育長

それでは、説明が終わりました。

意見交換に入らせていただきます。どなたからでも結構ですので、御質問や御意見などがございましたらお願いいたします。

○松浦市長

多分、日本は戦前から小学校はいわゆる担任制で、それから中学校以上が教科担任という形でやってきていると思うのですけれども、それは何らかの理由があってやってきたのではないかと思うのです。

ですから、その辺りの理由もきちんと把握をしておかないと、ただ教科担任のほうにメリットが大きいというだけでやると、少し拙速になる可能性があると思うのですけれども、これはなぜなのか、伝統的なやり方というのは。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

失礼します。学校教育課の三賀森です。

4月から新学習指導要領になるのですけれども、元々昭和20年代に学習指導要領というものが出たのですが、小学校の場合、それぞれの教科の基礎的な部分を教えるという部分と、併せて子供たちの普段の生活の様子から全般的に見て、子供たちの心を育てていくという部分が小学校の段階では目標としてありました。それが中学校・高校に上がるにしたがって、それぞれの教科の専門性を教えるというように移行していきます。

ですが、学習指導要領を10年に1回改訂するたびに、小学校においても、それまでは中学校で学んでいた内容が小学校に降りてきたりしながら、小学校で学ぶ時間も内容もどんどん膨らんできたという経緯があります。

そうすると、小学校の教員というのは、免許を取るときに小学校全科として取るのですが、やはりその中でも自分の得意とする教科を学ぶ教員は、小学校全科の免許のほか、中学校・高校でも教えることができる、特別に数学や国語などを大学で学んで現場に出ている方々も、今、7割以上いる状態になります。

そのように、学校で子供たちに教えていく内容の高度化も含めまして、全国的にも、

特に小学校の高学年からそのような教科担任制を導入し、中一ギャップに対しての緩和を図るという流れになっているところがあります。

○松浦市長

それは戦前からのやり方ではないのですか。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

戦前では、小学校でも高等教育と初等教育に分かれていましたけれども、戦後になってから、今度は小学校6年間、中学校3年間、高校3年間となっていった、その最初の頃の学習指導要領の内容から比べますと、内容・学ぶべきものがかなり多くなってきているところがあります。

○松浦市長

そういうことですか。戦後のやり方なのですね。

○伊藤委員

新制中学校が最初に出たのが昭和22年だったと思います。今、課長が説明した通り、学校種がそのように変わり、だんだんと専門的なところが増えてきたということです。

戦前ではなくて、戦後のところで少し変わってきているということです。

○多々納委員

今、市長から御質問がありました点ですが、今度は免許という点から考えますと、やはり小学校免許というのは、先ほど課長が説明されたように全科なのです。中学校は教科に応じて数学や国語の免許だとか、そういう免許です。

ですから、小学校の高学年になると内容が高度になるので、小学校全科の免許だけでは十分ではないということもあるかもしれませんが、ただ、小学校教員免許を持っている者が小学校に勤めている。現実には、各教科の免許を持っている者も相当数いるということですけれども、免許制ということから考えると、現状で小学校に勤務されている先生方の免許が、小学校免許はもちろんお持ちですけれども、その上に各教科の免許を持っておられる割合などが非常にまちまちだと思うのです。

ですから、理想は非常に良いのですけれども、現実はこの教科担任制を高学年に適応しようとしたときに、なかなか難しい面があるのではないかと思います。中学校であれば、当然、教科に応じて教員が配置されているので、スムーズにいくと思うのですが、小学校でとなると厳しい面があるので、一足飛びにその効果を求めるのは難しい面があるのではないかと思います。

ただ、松江市の場合には、義務教育学校もできておりますし、小中連携も10年の歴史があります。中一ギャップを解消するために、中学校に入学する前の段階で、小学生が中学校の先生方に色々教えてもらうということもなさっているもので、多分、子供たちや保護者の方たちは、「松江市が今度このようなことを考えている」ということに対しては、抵抗なく受け入れられると思います。ただ、実際に教員配置を回そうとするときには、ある学校は非常にスムーズにいくけれども、ある学校はそうでもないというような、非常に学校間の差が出るのではないかと思いますので、その辺り、教員配置を十分御検討いただくと、あるいは、それが教員養成にもつながってくると思います。

文部科学省も「小・中で一緒に免許を作る」と言っていますけれども、まだ実現していませんよね。ですから、そういう問題意識を持っているのだけれども、なかなか現実には十分ではないということを御理解いただいた上で御検討いただければ良いと思います。以上です。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

ありがとうございます。まさに、先日の校長会で説明したときに、現場の校長先生方からも、「意義としては分かる。確かに子供たちの学力向上や、先生方がより分かりやすい授業を進めていく上で、その制度はやってみたいのだけれども、来年度の転勤の様子が分からないと、なかなか手を挙げることができない」という意見が出ておりました。

昨年度末だったと思うのですが、国の中央教育審議会において、今後の教育の在り方として、高学年の教科担任制について話題になっていまして、今、川上係長が説明した通り、良いところがたくさんあるのですが、必要な教員数や小中両方で教えられるような免許制度のことなどが検討課題として残っております。

小学校の教員は全ての教科を教えるわけで、ここにおります私も大谷副教育長も小

学校籍なのですけれども、一生懸命ピアノも弾いたり、家庭科の針で縫ったりしながら教えておりました。例え自分が得意でなくても、一生懸命教材研究をして、子供たちに分かるように工夫をして教えていくように努めています。

ですから、いざやってみると、教科を絞り、これまで以上に時間をかけて教材研究ができることで、それまでは「すごく苦手だと思っていたけれども、普通になってくる」とか、「普通だったけれども、得意かもしれない」ということに移ってくるかもしれません。

ですが、やはり専門的にやってきた教科や、自分が本当に好きで教えている教科のほうが、よりいい授業につながるものと思います。そのような課題も含めて検討していきたいと思っていますし、来年度のモデル校として手を挙げてくださる学校の成果を見ながら、今後広げていけるものは広げていきたいと思っています。

○伊藤委員

市長、良いですか。

○松浦市長

はい、どうぞ。

○伊藤委員

教員の得意・不得意もあると思いますし、高学年になると相当中学校に近いような内容も教えなければいけないので、基本的には賛成なのですが、文科省がバランをあげて「こうしますよ」ということと、現実、免許のことについては非常に厳しい縛りがあると思うのです。

例えば音楽の先生で、コンクールなどにすごく熱心な大規模校は、本当にバリバリの音楽の先生がほしいということで配置している。ところが、小学校では教免がなければ担任が持てないのです。ですから、ずっと音楽だけで教員を終えたという先生もいらっしゃる。

それから、免許外申請というものを申請しながら、許可をもらってやらなければいけないということで、現実問題として、無免許ではなかなか担任も持てないということがあるので、こういうことも県から情報を得ておくの良いかなと思います。技術的

な面で、なかなか簡単に「免許外で小学校は良いですよ」というわけにはいかないと  
ころがあると思うので、情報を得ておいてください。

○（事務局）大谷 副教育長

藤原委員、金津委員、いかがでしょうか。

○金津委員

私は個人的には非常に良い取組だと思います。得意な教科に先生が専任していただ  
ければ、絶対に授業の質は上がると思いますし、それが子供にとっても良い循環にな  
るのではないかなと思います。先ほど言われたように、転勤の問題など色々な課題も  
あるのでしょうけれども、小学校高学年になるとやはり多感になってくるし、今の子  
たちはその辺りも早いので、その辺りから考えると、やはり多感な時期に1人の  
担任の先生と合う・合わないに縛られてしまうよりは、色々な先生と接する機会があ  
ったほうが子供たちにとっては良いのかなと思います。

ちなみに、このモデル校はどうやって選ぶのですか。手挙げ式で選ばれるのですか。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

基本は手挙げ式という話はしたのですがけれども、全て教育委員会のみで考えるわけ  
ではなく、松江市の小学校校長会とも連携して実施します。今回、この話を校長会に  
出すにあたって、小学校校長会長と打合せをし、「このような話をしようと思う」とい  
うことで理解を得て、色々な質問などはもちろん教育委員会で受け答えをするのだけ  
れども、集約をしてもらうのは小学校校長会でというように今は考えているところ  
です。

今回、係長が説明しました色々なパターンについての、できればそれぞれの規模の  
学校から、橋南・橋北で1つずつモデル校としてあれば今後に生かせると思っていま  
す。もし、「もっとやりたい」という学校があれば歓迎しますし、校長先生方はすごく  
良いイメージを持っておられるという印象は受けました。少なくとも4校はモデル校  
としてほしいなと思っております。

○藤原委員



私は実際に教科担任制で授業を受けた子供の話を聞いたことがありまして、やはりそれぞれの先生の個性を生かされて、「とても楽しい授業を受けた」という感想を聞いていましたので、個人的には良いことではないかなと思っています。

担任の先生も1人の人間ですので、1人の先生がずっと同じお子さんを見ていて、何かトラブルが起きたときなどに、どうしても見方が偏ってしまうということもあるのではないかなと思うのですが、そういうときに色々な授業で関わる先生方の目から見ると、解決しにくい問題なども、そのお子さんの立場に立って、色々な面から見てあげることができるのではないかなと思います。

メリット・デメリットのところを拝見していると、「そうだな」と思うところがたくさんあります。最初に、小学校のクラス担任が全ての授業を持つという制度ができたときの目的で、子供の心を育てるというお話がありましたけれども、やはり子供にしっかりじっくりと寄り添える先生に見てもらおうということも非常に大切だと思います。

教科担任制になった場合は、それぞれの授業でより子供とのコミュニケーションを深めるなど工夫をしていただき、先生と子供の相性もありますので、「この先生とならお話しできる」という先生が必ず一人はいらっしゃる安心できる学校になると良いかなと思っています。

○（事務局）大谷 副教育長

ほかに御意見はありますか。

○松浦市長

今、多々納先生がおっしゃっていたように、例えば八東学園ですよね。あのような学校は、今、中学校の先生が小学校に来て教えるとか、そういう取組はやっているのですか。

○（事務局）大谷 副教育長

実施しております。例えば、音楽は小学1年生から中学校3年生まで、1人の教員が指導しておりますし、外国語活動については、中学校の外国語免許を持つ教員が小学校に入って、新しく導入された小学校の外国語の指導をするということが行われております。

○松浦市長

それ以外の教科はどうですか。

○（事務局）大谷 副教育長

現在のところ、先ほど提案のありました、いわゆる基礎教科等の指導は行っておりません。

○清水教育長

小学校でも学ぶ領域が大分広がってきています。それから、内容が進化していることや、中学校での学習を見据えると、やはり高学年はある程度教科担任制を進めていく必要があるのではないかと考えています。

少しお聞きしたいのは、全国的に、どの程度この教科担任制が進んでいるのかという状況と、それから、教科担任制を先行実施しているところはいくつかあると思うのですが、そのようなところは概ね評価をしていますよね。これを裏付ける方法をエビデンスベース、いわゆる根拠に基づいた方法で効果を見る必要があると思っています。これはどういう方法が考えられるのか、教えてもらえますか。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

こちらが把握している自治体は、先ほど係長から説明しました兵庫県や、また新たに福島県の取組などを聞いているところです。担任以外の者が教える教科としては、やはり多いのは音楽や家庭科などですが、同じ教員が実験と片付けと準備を繰り返しやるという点で、理科が多いようです。

それ以外に、一昨年度から文部科学省が外国語の専科教員を配置しておりますので、それが毎年全国で1,000人、2,000人ずつと増えていっております。今、松江市にも6名の外国語の専科教員がおりますけれども、そのような形になってくると考えております。

やはりどうしても主要教科、国語や算数などになりますと、現時点では担任以外の者が教える事例は1割にも満たないということになっております。

それから、先ほど教育長から指摘のあった「成果と課題を考えたときに、どのよう

なエビデンスを持っていくか」というところは、兵庫県の場合、2009年から実際に取り組んでおられ、兵庫県のやり方としての成果と課題を設けておられるようですが、福島県が、この数年取り組んでいて、2～3年経ったところで結果を出して求めようとしておられます。例えば、よく我々が、全国学力・学習状況調査の結果を見たときに、毎年違う子供が受験することから、「今年の子供はこういう子供だから仕方がない」とか、「今年の子供は小学校低学年のときから優秀だったから、点が高いな」というような、子供の元々持っている資質のせいにしてしまうところが少なからずあります。そういうところが、果たして教科担任制でどう変わるかという、例えば小テストをどんどん繰り返していく中で、1つの団体の取組の成果を見ていく方法。そして、5年と6年で違ったパターンを作り、それはまた検討する必要があるのですけれども、同じことを同じ学校がするのではなくて、違ったところを同じ学校の中の学年がする中において、専科教員の成果というものを検討していくことが必要だと思っています。

そういうところは今後進めていく上で検討することでありまして、我々だけではなく、代表校長の先生方の力も借りたり、現場の力を借りたりしながら検討していきたいと思っています。

#### ○清水教育長

分かりました。

もう1点だけ。教科のバランスの関係が出ましたが、そのバランスについては、人事配置のところでも少し考えていく必要があるのではないかと思います。

そのために、本当は県費負担教職員ですから、松江だけで動かせる人事権があれば一番好ましいわけですが、そうもいかない。その人たちがまた出て行くということになると、そのバランスも崩れてくる。人事配置で少しバランスを考えていく必要があるのではないかなと思います。

#### ○（事務局）大谷 副教育長

御議論をありがとうございました。

例えばですが、この教科担任制を進めていき、高学年ばかり担任をしていると、中学年・低学年の担任ができなくなるとか、それから他市に異動したときに対応できなくなるとか、そのようなことがあってはならないと思います。先ほどありましたよう

に、全科指導するということが原則でございます。小学校教員としての資質をきちんと維持するということが必須でございますので、その辺りは気を付けないといけないと思います。それを踏まえながら、今の時代に合った対応・取組をさせていただくということになるかと思えます。

積極的な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、具体的な取組についての討論は以上でございますけれども、本日はその他の話題といたしまして、1日5時間授業制につきましても資料を用意しております。

こちらは少し時間をかけながら、関係各所と丁寧な議論を進めていく必要がございますが、本日はトピックとして挙げさせていただいております。事務局から説明を行います。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

13ページをお開きください。先ほどから話題になっておりますけれども、今度の4月から新学習指導要領が全面実施されるにあたりまして、小学4年生以上が毎日6時間授業ということになります。

子供たちの学習の質を高めるため、また、子供や教員の心のゆとりや放課後の活用の面から、1日5時間授業制について、提案させていただくものです。

5時間授業制になった場合の利点は、2番に書いておりますが、一つ目は教員の働き方改革です。5時間となると、子供たちは3時過ぎには終礼をして下校となりますので、勤務時間の終了までおよそ2時間あります。

そうすると、次の日の教材研究などの準備や、その日の反省などの時間に充てることができ、残業時間の減少、また、その分精神的な負担が軽減されるのではないかと考えています。

また、5時間授業の日は、見てやりたい子供の補充学習の時間に充てることのできることで、子供の学びの質の向上につながるのではないかと。

また、子供たちにとっても、6時間ですと、家に帰るのは5時前になってしまうため、そうすると友達と遊ぶなどの活動があまりできなくなります。放課後の活用時間が増えることで、遊びや社会体育、社会活動ということも含めて、子供たちの心の負担が減るのではないかとというメリットがあります。

逆にデメリットになりますと、今、文部科学省が出している新学習指導要領の授業

時数に合わせますと、どうしても長期休業中の時間を短くして、そこに授業日数を充てていく必要がありますので、長期休業期間が短くなるというデメリット。

そして、給食日を増やすことになれば、給食費の負担が増えることとなります。どのくらい増えるかと申しますと、個人の場合、小学校だと1食が272円。中学校だと1食が313円となります。そして、今度は市の負担として、給食センターを含む給食調理業務の経費として、1日約385万円。それから、就学援助費として、小学校・中学校の子供たちの給食費が約61万円。合わせて市の1日分の負担が約446万円かかるという試算をしております。

そうすると、予算に関わることなので、例えば毎日は無理だとしても、週2日5時間授業とした場合を、14ページに載せております。4年生以上、令和2年度のパターンです。

現行の1学期、4月8日から7月20日を4月8日から7月31日までにする。そして2学期を、今度は8月21日からスタートする。3学期を1月7日からスタートする。そうすることによって、1週間のうち2日は5時間の授業を作ることができるという試算になります。

その使い方というのは、それぞれ学校ごとで曜日を決めても良いのですけれども、例えばその2コマを、思い切って水曜日を午前中にしてしまうと。水曜日の午後に2コマ空けることを市で統一すると、先生も子供も2日頑張って1日4時間、2日頑張って土日というリズムができます。統一することにより、夏休みの教員研修等を水曜日の午後に持ってきたり、現在は月曜日を職員会議として、短縮にして実施しているのですが、職員会議を水曜日の午後に充てたり、また、水曜日の午後は年休を取って、先生たちが心身を休める時間に充てたりすることができるのではないかと考えています。

4年生以上の場合には、水曜日の5、6時間目が気になるのですが、その次のページに載せておりますように、3年生、2年生、1年生は、それぞれ1年間の授業時数が減っていきますので、例えば1年生だと水曜日は4時間で、あとは全部1日5時間で終わるといったような時間割も組むことができるということです。

実際に、参考資料として添付しておりますが、茨城県守谷市がそのような取組をしております。守谷市の担当である教育指導課の室長と話をしたのですが、やはり簡単に「はい、やります」ということではなく、2年間かけて、それぞれの代表の校長

先生、教頭先生、教務の先生、また、教務主任やそれ以外の教諭の先生たちも含めて、ずっと細かく時間を算出してやってみたと。

実際にこの4月からスタートし、全国から色々な自治体が視察に来ておられるというのを聞いておりますので、今後、もし方向性として1日5時間授業制を考えるのであれば、しっかりと検討する時間を取った上でやっていきたいと考えております。以上、参考として提案させていただきました。

○（事務局）大谷 副教育長

それでは、説明が終わりました。この1日5時間授業制につきましては、今後検討を重ねながら、松江らしい方式を探ってまいりたいと思っております。

今、説明のありました1日5時間授業制、あるいは、それ以外の話題でも結構でございますので、全体を通しまして、皆様から何か御意見がありましたらお願いをいたします。

○多々納委員

失礼します。今、御説明がありました1日5時間授業制について、日々の授業に先生方も子供たちもゆとりを持って取り組めますし、働き方改革という点でも非常に良いと思うのですが、それを実行するとなると長期休業を短縮しないといけないという点で、子供たちも保護者も意見が分かれるところではないかなと思います。

個人的には賛成ですけれども、少数ながら周りの子供たちや保護者の方にお聞きしますと、「日々長くても良いから、夏休みはたくさんあったほうが良い」という意見のほうが多かったです。

そういう点で、皆さん方にこの制度の理解と、「こういうメリットがありますよ」という周知を十分御理解いただくということ。併せて、給食もあると賛成しやすいかなということをおもいました。

○松浦市長

親の立場からいうと、給食があると仮定すれば、むしろ夏休みに子供たちが家にいる時間が少なくて済むということになり、賛成の人が多くなるのですかね。

○（事務局）大谷 副教育長

夏季休業中に児童クラブに子供を預ける保護者も、大抵お弁当を子供に持たせておりますので、給食が提供されるというのは、保護者にとっては非常にありがたい話になるかと思います。

○松浦市長

その分、保護者の負担は増えるわけですね。そして市の持ち出しが増えるということですね。

○（事務局）早弓 副教育長

昼ご飯については、今でも夏休みは保護者が弁当を作っているわけですから、それを272円で作ってもらえると思ったら、喜ぶ保護者は案外多いかもしれません。カップラーメンよりは高いですけども、栄養価は高いし、安定しています。それから、給食はアレルギー性食品や色々なことにも対応していますので、やはり思いはどうかという、その辺りを聞かないと、少し難しいのかなという感じがします。

○（事務局）大谷 副教育長

多々納委員がおっしゃいましたように、恐らく意見が分かれるところでございます。守谷市も2年かけて検討し、周知には本当に時間をかけておられます。

ですから、すぐ始めるというわけではなく、関係機関の調整も必要ですし、市民に対する周知については、時間をかけてゆっくりやらないと実施できない内容であると思っております。

○伊藤委員

私は津田の住まいなのですが、この日が短い時期に、もうどっぷり暗くなってから高学年が帰ってくるという状況があるのです。これが毎日その時間帯だと、やはり子供たちの心身の負担も大きくなると思います。

ですから、週5日間のうち何日を5時間制にするかは検討してもらいたいけれども、保護者の理解を得ながら、やはり働き方改革の方向は進めていく必要があると思いますので、検討してみてください。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

4月から新学習指導要領が実施されることによって、4年生以上はこれまでよりも満タンの授業になります。その問題に対して、きっと今後世の中で5時間授業制の動きは出てくると思います。

松江の場合は、外国語の先行実施をしたために、昨年度から4年生以上は6時間となっています。ですから、来年度の先取りをしているのです。現場の先生方は本当に疲弊しておられ、月曜日を短縮にして、そこに職員会議を入れるなどの対応をされています。

来年度になると今度は世の中が動き出すかもしれませんが、松江は2年早く動いているので、やはりその声を聞くと、「これは何とかしなくてはいけない」という思いを持ちます。

守谷市の話では、保護者からしても「子供たちが早く帰るということは、やはり安心・安全だ」ということを言っておられました。そして、守谷市は全市一斉に月・水・金を5時間授業にしているので、市内全校が同じ行事の中で動けるという利点もあつたり、児童クラブにも同じ話をしながら対応してもらえることもあつたりしたということです。中学総体などがある関係で、7月は伸ばさないと。8月の5日間ほど授業日を増やして、その代わり、始業式から終業式まで全部給食にして、3学期制から前・後期の2学期制にしたというようなことも工夫されているようでした。色々と現実的に進めていく上では検討する課題があると思いますけれども、方向とすれば大事な課題だなと思っています。

○金津委員

先ほどおっしゃられた先生方や学校の事情、働き方改革も重要視されている時代なので非常に分かるのですが、企業経営をする者としては、採用する人材の質の確保も非常に重要な問題だと考えています。

新学習指導要領で総授業時数が増えたというのは、人材の質という点において、やはり国や文部科学省が将来の危機感を持ったこともあるのではないかと思います。総コマ数が1日減るということは、1日の勉強総量が減るというか、年間を通してはそこまで変わらなかったとしても、何か違いが出てくるのではないかと思います。最



近話題になっている「%が分からない大学生」という本が売れていたりするほど、本当に優秀な人材の育成が急務になっています。

アメリカや中国の学生というのは、お構いなしで必死に勉強していて、企業もそういう勢いがあるという社会になっていまして、その辺りで「日本はどうなるのかな」という、企業経営する者としては色々な懸念もありまして、少し別の視点から意見を言わせていただきました。

#### ○藤原委員

私も周りの人に「5 時間授業制になるとどうだろうか」という話を聞いてみたことがあるのですが、その際には「放課後の時間が長いと、自分で好きなように勉強したり、自由に使える時間ができるので嬉しい」という意見を聞くこともありましたし、それから、やはり「夏休みが短くなるのは嫌だ」ということで、「授業は長くても良いので、休みにはしっかり休みたい」というような意見も聞きましたので、やはりそれぞれのお子さんや家庭の事情で色々な御意見があるなと感じたところです。

また、スポーツ少年団などに通うおさんは、帰宅時間が遅く、疲れているおさんもたくさんおられると思いますので、5 時間授業制になれば、そういう活動がもう少し早くできるのではないかと思います。ただ、指導者の方の御都合もありますので、その辺りの時間の都合を子供に合わせるのが難しいかもしれませんが、活動の時間が少しでも早くなると、子供たちの心身の健康にも良いのではないかと感じました。

そして、学校が終わってからの時間をどのように使うかということが非常に大切であると思いますので、有効にその時間が使えるようであれば、良いアイデアなのではないかなと感じました。

#### ○多々納委員

これ以外のことでも良いですか。

#### ○（事務局）大谷 副教育長

多々納委員、どうぞ。

#### ○多々納委員

松江市は、来年度から更なる ICT 教育の充実を図るということで、昨日、湖東中学校で教員対象の研修会がありました。詳しい説明を川上係長からお伺いし、電子黒板を使った数学の授業を若い先生がされて、その後は松江市から今後のスケジュールなどについてお話がありました。

来年度から電子黒板を3年生以上の小・中・義務教育学校全クラスに配置して、それから、タブレットも将来的には子供たち全員が持つようになるけれども、来年度は各学校3クラスに1クラス分ということで、Wi-Fiの環境を整えるというお話を伺って、松江市長の英断に感謝しております。

実効性のある教育ということで、やはりこれからはそうあるべきだなと思いました。電子黒板が約10年前に初めて入った際、大学でも少し使ったことがあるのですが、自分の使う教室に持ってこようとしたら、移動などが非常に面倒であったのですが、それと比較すると電子黒板の性能がとても良くなっており、自由自在に、子供たちも使える性能の良さに驚きました。

小学校の教科書にQRコードもつきますし、各クラスに1台ということで、先生たちがこれからしっかりと工夫をして、一度覚えていただくと、本当に自由自在に扱っていただけると思いますので、良い授業づくりに活用していただきたいということを昨日実感しました。

子供たちも、タブレットと電子黒板が接続されると、より深く学べますし、場合によっては家庭でタブレットを準備していただいて予習・復習ということもできるのではないかなと思いました。これからの将来、21世紀後半から22世紀に向かって生きる子供たちにとって、本当に実効性のある教育を考えたときに、非常に重要なICT機器について、全ての学校に松江市としては配備されるという、その気持ちに感謝申し上げます。ありがとうございます。

#### ○松浦市長

今の子供たちというのは、あのような機器をマスターするのがものすごく早いですよね。ですから、ICT機器を使っただけの授業ということになると、子供たち自身もすごく熱心に取り組むため、そういう意味での学習効果が今以上にあるのかなという思いはあります。

ただ、要は、教員側が機器を使って教える方法を早くマスターしていかなければな

りませんよね。

○（事務局）早弓 副教育長

ICT 支援員です。

○松浦市長

支援員ですか。そういう人を配置して、とにかく先生方の教え方を早くマスターしてもらおうとか、それに慣れてもらうということをやろうかなと思っていますけれども。

○多々納委員

昨日も参加が多かったですよね。

○（事務局）大谷 副教育長

今、多々納委員がおっしゃってくださった研修ですが、昨日、授業研究の第1回目を湖東中で行っておりまして、来週は母衣小で行うのですけれども、参加を希望する教員が大変多いという状況です。教育長と一緒に12回行う研修を視察に行ったのですけれども、通常の研修とは全然先生方の反応が違う。しっかりと前を向いて、本当に頷きながら研修に参加しているという姿が印象的でした。

ですから、今、「鉄は熱いうちに打て」ではないですけれども、しっかりここで学んで、それを使って、金津委員のおっしゃる優秀な人材の育成のためにも、電子黒板等を使いながら、授業の質の向上をしっかりと進めてまいりたいと思っていますところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤委員

今、市長がおっしゃられた効果ということで、先般、高等学校の先生の理科の授業がテレビのニュースでやっていて、生徒が映像を見て、「これはあの時に教わったことだ」ということで、「しっかりと記憶に残る」と言っていましたので、上手にやればきっと効果も上がると思います。以上です。

○（事務局）三賀森 学校教育課長

先ほどの電子黒板ですけれども、今日、業者とスケジュールの確認をしており、2月13日頃から全ての学校に2台ずつ入れた後に、今度は大規模校からどんどん納入していきますので、3月20日過ぎには620台全て入るような計算です。

ですから、今回の研修で実施したことを、入った学校から順次現場でも実践していくとっておりますので、4月を迎える際には、ほとんどの教員が使いこなせるようになっていくことを期待しているところです。

○（事務局）大谷 副教育長

それでは、皆様、長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。いただきました御意見を参考にいたしまして、今後も実効性のある松江らしい教育を目指して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、これで、令和元年度第2回松江市総合教育会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。